



福島県避難市町村家賃等支援事業助成金の 新たな対象者の申請手続きについて

今年度から実施している当該助成金について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に
応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転した世帯についても新たに支援対象とします。

※ 支援対象の詳細については、助成金給付要綱を御確認ください。

1 助成対象世帯 (対象者拡大に係る新たな要件は②です。)

原則として、以下の要件を全て満たす世帯です。

- ① 応急仮設住宅の供与が平成31年3月末まで一律延長された区域(注1)に、平成23年3月11日時点でお住まいであった世帯
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等(注2)を退去して賃貸住宅等(注3)へ移転した世帯
- ③ 当該助成金を申請する期間において、賃貸住宅等へ居住している世帯
- ④ 福島県が東京電力ホールディングス株式会社と個人情報を共有することに同意する世帯
- ⑤ 申請者世帯への生活再建支援を推進するとともに、応急仮設住宅等の退去を確認するため、福島県が関係行政機関や避難者支援事業の業務委託先と個人情報を共有することに同意する世帯
- ⑥ やむを得ない事情により平成30年4月以降も賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、福島県による平成30年4月以降の家賃等の支援を必要とし、その支援を希望する世帯

(注1) ○富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域

○南相馬市、川俣町及び川内村の一部区域

- ・南相馬市の帰還困難及び平成28年7月12日に避難指示が解除された区域(小高区など)
- ・川俣町の平成29年3月31日に避難指示が解除された区域(山木屋地区)
- ・川内村の平成28年6月14日に避難指示が解除された区域(下川内字貝ノ坂、荻の地区)

(注2) 自治体等から避難者に供与された建設型仮設住宅、借上げ型仮設住宅(民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅等)、公営住宅、公務員宿舎等

(注3) 復興公営住宅、民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅、公営住宅等

2 助成金の額 ※ 助成対象世帯の構成員が居住していることを確認できる賃貸住宅等について、助成対象世帯が負担する次の費用です。

(1) 家賃(共益費、管理費を含む。)：平成30年4月分から平成31年3月分まで

※ 助成対象は、移転前の応急仮設住宅等1戸につき、移転先の賃貸住宅等1戸までとします。

※ 助成金の上限額：移転先の賃貸住宅等1戸につき、入居者数4人までは月6万円、入居者数5人以上は月9万円です。

(2) 更新手数料：平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に更新時期を迎える、当該賃貸住宅等の賃貸借契約書に記載された金額

3 助成金の申請受付期間

平成30年8月6日から平成31年3月31日まで

※ 家賃に係る助成金の給付申請は、平成30年4月分から3か月分ごとです。

(例) 申請 第1回：4～6月分、第2回：7～9月分、第3回：10～12月分、第4回：1～3月分

※ 更新手数料に係る助成金は、対象となる費用を負担した後、助成金の給付申請時に家賃と併せて申請してください。

4 申請書類

福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付申請書（助成金給付要綱第1号ア様式）

（添付書類）

- 初回の申請時（次の①と②の両方）
- 2回目以降の申請で転居した場合（次の①のみ）
- 助成金の振込口座を変更する場合（次の②のみ）

- ① 助成対象とする賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し、入居決定通知書の写し又は入居許可書の写し（家賃の金額及び適用開始年月が分かるもの）のいずれか一式
- ② 助成金の振込口座を確認できる書類（申請者名義のもの）（預金通帳の写し等）

○毎回の申請時

- ① 助成対象とする賃貸住宅等の家賃（共益費及び管理費を含む。）及び更新手数料の支払実績を確認できる書類（領収書の写し等）
- ② 助成対象とする賃貸住宅等への居住を証明する書類（住所、氏名が明記された公共料金の使用量のお知らせの写し ※該当月のうち1か月分）

申請書類の入手方法

○初回申請分

- ① 上記「1 助成対象世帯」の要件を満たし、助成金の給付申請を希望する世帯におかれましては、電話（0120-900-775）又は申請書郵送依頼書の返送により福島県家賃等支援事務センターへ助成金給付申請書の郵送依頼をしてください。
- ② ①の依頼を受けた福島県家賃等支援事務センターは、当該世帯が応急仮設住宅等を退去したこと及び助成対象世帯であることを確認後、平成30年7月下旬以降に助成金給付申請書を世帯へ郵送します。

○2回目以降申請分

福島県家賃等支援事務センターから前回の給付申請時の住所へ送付します。

5 留意点

(1) 助成金の日割算定は行いません。

ア 応急仮設住宅等を退去して移転した先の住宅の家賃（共益費及び管理費を含む。）に係る助成金は、応急仮設住宅等の退去日（住宅を供与していた自治体等が認める日）の翌月分から算定します。ただし、応急仮設住宅等の退去日が月の初日である場合を除きます。

イ 助成対象世帯が申請受付期間内に賃貸住宅等間で転居した場合、転居先の家賃を助成対象費用として算定できます。このとき、月半ばの転居など、家賃に日割が生じる月の助成対象費用は前月分と同額とし、新たな住宅の家賃については契約始期が月の初日である場合を除き、翌月分から算定します。

(2) 給付した助成金と本来給付すべき助成金の額に差があることが分かった場合は、原則として、次回の助成金の給付において精算することとします。

(3) 助成金の申請者世帯に対しては、生活再建に結び付けるため、電話や戸別訪問等により居住実態等の確認を行いますので御協力願います。

6 申請受付窓口・申請手続き相談

福島県家賃等支援事務センター（福島県生活拠点課。業務委託先：トッパン・フォームズ(株)）

電話（通話料無料） 0120-900-775

受付時間 9時から17時まで（土日祝休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）